2024年12月27日 日 本 銀 行 金 融 市 場 局

指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定に かかる一般競争入札についての公募

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」(2013年4月4日政策委員会決定)および「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者の選定に関する細目」(2017年1月31日決定)に基づく信託の受託者選定にかかる一般競争入札への参加者を、下記の要領により公募します。

記

### 1. 信託契約

(1) 信託の種類

日本銀行を委託者兼受益者とする指定包括信託 業務内容の詳細は、入札説明書(5.(1)により交付するもの。以下 同じ。)に記載する。

- (2) 信託財産(当初信託元本)
  - イ、 受託者として現行の受託者以外の信託銀行が選定された場合 若干の金銭 <sup>(注)</sup>
    - (注)日本銀行が現行の受託者のもとで信託財産として保有する指数連動型 上場投資信託受益権、不動産投資法人投資口および金銭については、新 たに選定された受託者との契約開始後に追加信託を行う。
  - ロ、 受託者として現行の受託者が選定された場合 契約開始日の前日に日本銀行が信託財産として保有する指数連動型上 場投資信託受益権、不動産投資法人投資口および金銭
- (3) 契約開始日 2025年4月1日
- (4) 契約終了日

2026年3月31日。ただし、契約期間の満了が契約開始日から3年を超えない範囲で、最大2回、契約期間の延長ができるものとする。

また、契約期間の満了または信託の終了に伴い、新たな受託者を選定する場合には、新たな受託者が従前の受託者から円滑な信託財産の引継ぎ等を受けるために日本銀行が必要と認める期間を契約期間に加算するものとする。

#### 2. 入札に参加できる者

- 5.(2)により本件公募に応募した者(以下「応募者」という。)であって、次に掲げる要件を満たす者
- (1) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和 18 年法律第 43 号)第 1条第1項の認可を受けて信託業務を営む銀行であること
- (2) 日本銀行本店の当座預金取引先であること
- (3) 信用力に関する次に掲げる要件をすべて満たしていること

#### イ、自己資本の充実

- (イ)銀行法(昭和56年法律第59号)第14条の2に掲げる基準に基づいて算出された連結および単体自己資本比率が、2024年9月末において、国際統一基準が適用される先については普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上、国内基準が適用される先については4%以上であること。また、法令により資本バッファー規制、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファー規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- (ロ) 親会社が銀行持株会社である場合は、(イ)に加え、銀行法第52条の25に掲げる基準に基づいて算出された銀行持株会社の連結自己資本比率が、2024年9月末において、国際統一基準が適用される先については普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上、国内基準が適用される先については4%以上であること。また、法令により資本バッファー規制、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファー規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- (ハ) (イ) および(ロ) において、資本バッファー比率またはレバレッジ・バッファー比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、当該比率について(イ) または(ロ)の要件を満たしているものとみなす。

#### ロ、流動性にかかる健全性

- (イ) 別表に掲げる事項の検証結果等を踏まえて流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。
- (ロ) 法令により流動性カバレッジ比率規制および安定調達比率規制が 適用される場合には、流動性カバレッジ比率および安定調達比率が、 2024年9月末において、法令により定められた水準を満たしているこ と。
- (ハ) 親会社が銀行持株会社である場合において、当該銀行持株会社につき、法令により流動性カバレッジ比率規制および安定調達比率規制が適用されるときは、(ロ)に加え、銀行持株会社に関する流動性カバレッジ比率および安定調達比率が、2024年9月末において、法令により定められた水準を満たしていること。
- (二) (ロ) および (ハ) において、流動性カバレッジ比率または安定 調達比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、 その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(ロ) ま たは (ハ) の要件を満たしているものとみなす。

#### ハ、総損失吸収力および資本再構築力にかかる健全性

- (イ) 法令により内部TLAC額規制が適用される場合には、内部TLAC額が、2024年9月末において、法令により定められた水準を満たしていること。
- (ロ) 親会社が銀行持株会社である場合において、当該銀行持株会社につき、法令により外部TLAC比率規制が適用されるときは、(イ)に加え、銀行持株会社に関する外部TLAC比率が、2024年9月末において、法令により定められた水準を満たしていること。
- (ハ) (イ) および(ロ) において、内部TLAC額または外部TLAC比率が 法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を 満たすよう着実に改善すると認められるときは、(イ) または(ロ) の要件を満たしているものとみなす。
- ニ、イ、、ロ、またはハ、の要件を充足している場合であっても、考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分でないと認められる特段の事情があるときは、各要件を満たすものとして取扱わない。
- (4) 2024 年9月末において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として所有する株式(他の法人に対する再信託または他の法人との共同での受託により当該他の法人に資産管理が委託されている株式を含む。)の貸借対照表価額の合計額が、2兆4,000億円以上であること
- (5) 2023 年4月1日以降、監督官庁による行政処分を受けていないこと(行

政処分の内容および処分の対象となった法令違反行為の内容等に照らし、 日本銀行が、審査の結果、受託者等とすることが不適当でないと認めた場 合を除く。)

- (6)本件の受託業務を円滑かつ適正に遂行できる体制(本件信託に関して、 指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口の買入等にか かる運用判断を専任のファンドマネージャーに行わせることを含む。)が 整っていると認められること
- (7) 次のイ、から二、までに該当しない者
  - イ、 破産法 (平成16年法律第75号) に基づき破産手続開始の申立てがな されている者または破産手続開始の決定を受けた者
  - ロ、 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立 てがなされている者または再生手続開始の決定を受けた者
  - ハ、 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立 てがなされている者または更生手続開始の決定を受けた者
  - ニ、 イ、からハ、までに準じて本件入札にかかる契約の履行能力がない と認められる者
- (8) 開札時までに日本銀行から「調達・処分に関する取引停止措置要領」に 基づく取引停止措置(次のイ、またはロ、に該当するものに限る。) を受 けていない者
  - イ、 取引停止措置の効果が日本銀行金融市場局または同業務局との契約 に及ぶ場合
  - ロ、 取引停止措置の効果が本件入札にかかる契約の属する業務分野また は履行地域に及ぶ場合
- (9) 自社もしくはその役職員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に定める暴力団、同条に定める暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者でないこと
- (10) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に定めるところの破壊的団体またはその役職員もしくはその構成員でないこと
- (11) 二者が共同して本件の受託業務を受託すること(以下単に「共同受託」 という。)を条件に、本件公募に応募する場合には、次に掲げる要件をす べて満たしていること
  - イ、 本件公募に共同して応募していること

- ロ、 いずれの応募者も本件公募に重複して応募していないこと
- ハ、 いずれの応募者においても(1)から(10)までに掲げる要件を満たしていること(ただし、本件信託にかかる専任のファンドマネージャーの配置については、運用判断を主として行う者のみが満たしていればよい。)
- (12) 本件の受託業務の一部を再信託すること(以下単に「再信託」という。) を条件に、本件公募に応募する場合には、次に掲げる要件をすべて満たし ていること
  - イ、本件公募への応募の際に、再信託の受託者となる者(以下「再受託者」という。)を特定していること(当該再受託者の同意を得ている場合に限る。)
  - ロ、再受託者が応募者でないこと
  - ハ、 再受託者においても(1)から(10)までに掲げる要件を満たしていること(ただし、本件信託にかかる専任のファンドマネージャーの配置については、これを要しない。)
- (13) 本件の受託業務の一部を再信託以外の方法により第三者に委託すること (以下単に「事務委託」という。) を条件に、本件公募に応募する場合に は、次に掲げる要件をすべて満たしていること
  - イ、 本件公募への応募の際に、事務委託の相手方となる者(以下「事務 委託先」という。)を特定していること(当該事務委託先の同意を得て いる場合に限る。)
  - ロ、 事務委託先が応募者でないこと
  - ハ、 同一の事務を複数の法人に委託しないこと
  - 二、 事務委託先においても(5)から(10)までに掲げる要件を満たしていること(ただし、本件信託にかかる専任のファンドマネージャーの配置については、応募者がこれを満たす場合には、事務委託先においてはこれを要しない。また、(6)に定める体制については、委託事務の内容に応じて事務委託先に適用される関係法令を遵守することを含む。)
  - ホ、 事務委託先が、次の(イ)から(二)までに掲げる基準のいずれか に該当する株式会社であること
    - (イ) 応募者の子会社(応募者が連結財務諸表提出会社である場合には、 連結の範囲に含まれる子会社および持分法の適用を受ける子会社)
    - (ロ) 応募者の親会社(日本銀行との間で調査に関する契約(2002年8月30日政策委員会決定にかかる契約書またはこれに準ずる契約書によるものをいう。)を締結している先に限る。)
    - (ハ) 応募者の親会社の子会社(当該応募者を除く。)(親会社が連結財

務諸表提出会社である場合には、その連結の範囲に含まれる子会社 および持分法の適用を受ける子会社)

- (二) その他、実質的な支配力または影響力に照らして、(イ) から (ハ) までに掲げる基準に該当する企業に準ずるものとして応募者 と特に密接な関係を有すると日本銀行が認める株式会社
- (14) 共同受託または再信託と事務委託を同時に行う場合には、(11) または (12) に定める要件および (13) に定める要件をそれぞれ満たしていること
- (15) 本要領、5. (1) に基づき応募者が日本銀行に提出する「機密保持に関する誓約書」、同(1) に基づき応募者が日本銀行から交付を受ける「入札説明書」、同(2) に基づき応募者が日本銀行に提出する「応募書(第一次資格審査申請書)」に記載する事項および本件入札に関する日本銀行の指示をすべて遵守していること

### 3. 受託者の遵守事項

受託者には、次に掲げる事項を遵守することを求める。

- (1) 本件の受託業務を正確かつ迅速に履行すること
- (2) 金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること
- (3)日本銀行が保有する指数連動型上場投資信託受益権にかかる投資信託 委託会社における最新の「「責任ある機関投資家」の諸原則<日本版ス チュワードシップ・コード>」の受入れおよび実施の状況を報告するこ と

#### 4. 入札に付する事項

1. の信託契約にかかる信託報酬額(以下「入札金額」という。) 詳細は、入札説明書に記載する。

#### 5. 入札手続

(1)入札説明書の交付

応募を検討する者に対して、<u>2024年12月30日正午から2025年1月14</u> 日正午まで、入札説明書を交付する(場所:日本銀行金融市場局<本店新館4階>)。

入札説明書の交付は、「機密保持に関する誓約書」(別紙1~7のうち、該当する書式を使用する。)を後記(2)の応募受付・審査部署まで持参して提出することを条件とする。入札説明書の交付を希望する場合には、予め、後記(2)の連絡先に電話連絡するとともに、次に掲げる事項に留

意すること。

- ・ 共同受託を条件に本件公募に応募することを検討する場合には、応募 を検討する二者のうち、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投 資法人投資口の買入等にかかる運用判断を主として行う者を代表者に選 定し、(2)以降の手続について、すべて当該代表者が代表して行うも のとする。代表者は、代表者以外の者の「機密保持に関する誓約書」も 併せて提出すること。
- ・ 再信託または事務委託を条件に本件公募に応募することを検討する場合には、応募を検討する者は、再受託者または事務委託先の「機密保持に関する誓約書」も併せて提出すること。
- ・ 共同受託または再信託と事務委託を同時に行う場合には、応募を検討 する者は、別紙2~7のうち、該当する書式をすべて提出すること。

### (2) 応募および第一次資格審査

本件公募への応募は、「応募書(第一次資格審査申請書)」(別紙  $8 \sim 11$  のうち、該当する書式を使用する。)に所定の事項を記載したうえ、2025 年 1 月 15 日までに、次のいずれかの方法により提出すること。

- イ、下掲の応募受付・審査部署宛に郵送する方法(配達履歴が残る方法により、提出期日までに必着のこと。郵便事情による遅延等の事情は一切 斟酌しない。)
- ロ、下掲の応募受付・審査部署(本店新館4階)まで持参して提出する方法(受付時間は、日本銀行営業日の10時00分~17時00分。予め、下掲の連絡先に電話連絡すること。)

日本銀行は、応募者について、2.((6)を除く。)に掲げる入札参加 資格を審査のうえ、第一次資格審査合格者に合格通知書を、不合格者に不 合格通知書を交付する(場所:日本銀行金融市場局<本店新館4階>)。

#### (応募受付・審査部署)

住所: 〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループ

※応募書を封入した封筒に「受託者選定応募書在中」と朱書きすること

電話:03-3277-1245、03-3277-1272

#### (3) 第二次資格審査

第一次資格審査合格者に対して、2.(6)に掲げる入札参加資格の審査を行う。

第二次資格審査は、第一次資格審査合格者によるプレゼンテーションお

よび提出資料により行う。プレゼンテーションおよび提出資料の詳細は、 入札説明書に記載する。

日本銀行は、審査のうえ、第二次資格審査合格者に入札参加資格確認済 証を、不合格者に不合格通知書を交付する(場所:日本銀行金融市場局 < 本店新館4階>)。

### (4) 入札·開札

イ. 日時・場所

・入札

日時: 2025年2月13日

14 時 00 分(提出受付開始)~14 時 30 分(提出受付締切)

場所:東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行本店新館4階会議室

• 開札

日時: 2025年2月13日 14時30分

場所:東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行本店新館4階会議室

- (注)入札・開札の日時・場所は変更することがある。また、入札に参加する者は、 当日の出席者(最大2名)の氏名、所属部署、連絡先電話番号および電子メール アドレスを、予め、前記(2)の応募受付・審査担当部署に対して入札説明書所 定の方法で連絡すること。
- ロ、入札書の作成方法、入札の手続等

入札書の作成方法、入札の無効その他の入札の手続等については、入 札説明書に記載する。

#### (5) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、日本銀行が別に定める予定価額以下で、 最低の入札金額をもって入札した者を落札者とする。

ただし、その者の入札金額が、日本銀行が別に定める調査基準価額を下回った場合には、その者が本件入札にかかる契約を適正に履行できるかどうかを調査し、調査の結果によっては、他の入札参加者を落札者とすることがある。

#### (6) 入札結果の公表

日本銀行は、落札者名および落札者の入札金額を適宜の方法により公表する。

以上

# <本件公募に関する照会先>

日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループ

電話: 03-3277-1245、03-3277-1272

### 流動性リスク管理のチェック・ポイント

### 1. リスク管理にかかるガバナンス体制の整備

- (1) 流動性リスク管理を経営上の重要な要素として位置付け、経営陣が管理体制の整備に十分コミットしているか。
- (2) リスク管理方針の策定、リスク管理責任者の設置と権限付与、経営陣への報告体制の確立といったリスク管理体制を適切に確立しているか。
- (3) 流動性リスク許容度の設定や危機時のコンティンジェンシー・プラン の策定が、基本的な流動性リスク管理方針と整合的か。

#### 2. 流動性リスク・プロファイルの把握とバランスシート運営

- (1) 自行の業務展開、ビジネスモデルに応じた流動性リスク・プロファイルの把握が適切に行われているか。
- (2) 預金という安定的な資金調達源を持たない金融機関は、その流動性リスク・プロファイルに見合った頑健なリスク管理体制の構築に努めているか。
- (3) 流動性に影響を及ぼし得る潜在的な要因へのリスク管理面での目配りは十分か。
- (4) 資金の運用・調達構造自体、すなわち、運用・調達のバランス、期間 別のミスマッチ、市場性調達への依存度等は調達力に見合っている か。
- (5) 偶発債務の規模が調達力対比で過大でないか。
- (6) 先行きの運用・調達方針では、資金調達面での限界を考慮に入れない 形で、市場流動性が低く、資金化やポジション解消が困難化しやすい 資産の積み上げが容認されていないか。

#### 3. 日々の資金繰りの安定性確保

- (1) 必要な資金を安定的に調達し、円滑に決済を行いえているか。
- (2) 調達レートの急激な上昇など取引レートに特段の動きはないか。
- (3) 日々の要調達額が資金調達力との対比で過大になっていないか。
- (4) 日本銀行適格担保を含む担保繰りに問題はないか。
- (5)業務内容や主な資金調達手段の特性を勘案したうえで、資金調達先の大口集中を避け、資金調達手段の分散化・多様化を図っているか。
- (6) 日中流動性の管理を適切に行っているか。
- (7) 補完貸付の常態的な利用により、補完貸付以外の調達手段を確保する

努力を怠るなど、自律的な流動性リスク管理がおろそかになってない か。

### 4. ストレス局面での対応力の強化

- (1) 様々なシナリオのもとでのストレステストを実施しているか。
- (2) ストレステスト等を通じて想定される資金流出に対応して、資金化可能な流動資産を十分に確保しているか。
- (3) 資金の出し手金融機関のリスク認識などの定性的情報を含め、「必要なときに、必要な資金を調達できるか」という資金アベイラビリティを確認しているか。

### 5. 緊急時における対応

- (1) 資金の逼迫度に見合った管理体制に移行する仕組みや業務運営において、緊急時の流動性面への影響を勘案する仕組みの整備を含めた適切なコンティンジェンシー・プランが策定されているか。
- (2) 調達環境の変化を適切に認識し、逼迫度に見合った管理体制に移行しているか。
- (3) 流動性面での制約の強まりを業務運営上勘案する仕組みが有効に機能しているか。
- (4) 実務上の対応において、逼迫度に見合ったポジション運営等、適切な 流動性管理が行われているか。また、調達先・調達手段の拡充や資産 売却等を含めて、追加的な流動性確保策が講じられているか。
- 6. グローバルな流動性リスク管理体制の整備(国際的に活動する金融機関)
  - (1) 取扱通貨毎、海外拠点毎の流動性リスク・プロファイルを的確に把握しているか。
  - (2) グループ内におけるクロスボーダー資金の量や期間構造を平時より把握しているか。
  - (3) グループ内の資金活用が国際金融市場の環境変化によって受ける影響を把握しているか。
  - (4) 危機時における各拠点間の資金融通について、グループ全体として整合的なかたちでコンティンジェンシー・プランを整備しているか。
  - (5) 海外主要拠点での代替的調達手段は十分に確保されているか。

(共同受託・再信託・事務委託を行わない場合)

# 機密保持に関する誓約書

(注1)			,	は、「	指数連	動型上物	易投資信	託受益	益権等買
入等基本	医領に定	<b>ごめる信託</b>	の受託者	選定に	かかる	一般競	予入札に、	ついて	ての公募.
(2024年	₣12月27₣	目付公表。	以下「公	:募要領	<b></b> 〕とい	います	。)に基 <sup>、</sup>	づく言	手続に関
して、お	るよび、落	<b></b>	った場合	におい	ては、	公募要領	頂記書き	1. 0	の信託契
約に基づ	づく受託業	<b>巻務の準備</b>	に関して、	、それ	ぞれ日	本銀行	から知り	得たヤ	青報につ
いて、オ	日以降、	入札手続	終了後に:	おいて	も、当	行の関係	系役職員	以外に	こ漏洩し、
あるいに	は盗用した。	ないこと、	および、イ	他の用	途に用	いないこ	ことを誓	約いた	たします。
年	月	日							
	金融機関代表者後	引名 対職名・氏	名						印 <sup>(注2)</sup>

- (注1) 金融機関名を記載してください。
- (注2)金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間 の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(共同受託を行う場合<代表者>)

# 機密保持に関する誓約書

(注1)	は、「指数連動型上場投資信託受益権等買
入等基本要領に定める信託の受託者は	選定にかかる一般競争入札についての公募」
(2024年12月27日付公表。以下「公	募要領」といいます。) に基づく手続に関
して、および、落札者となった場合に	においては、公募要領記書き1.の信託契
約に基づく受託業務の準備に関して、	、それぞれ日本銀行から知り得た情報につ
いて、本日以降、入札手続終了後に	おいても、当行および当行の共同受託者と
なる信託銀行の関係役職員以外に漏済	曳し、あるいは盗用しないこと、および、
他の用途に用いないことを誓約いたし	します。
年 月 日	
金融機関名 (注1)	
代表者役職名・氏名	

- (注1) 入札手続の代表者である金融機関名を記載してください。
- (注2)金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間 の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(共同受託を行う場合<代表者以外>)

# 機密保持に関する誓約書

(注1)	<i>V</i>	は、「指数連	動型上場投資信託	£受益権等買入。	等
基本要領	頃に定める信託の受託者は	異定にかかる	る一般競争入札に	こついての公募」	
(20244	F12月27日付公表。以下	「公募要領」	といいます。) に	こ基づく手続に	푈
して、は	および、(注2)		が落札者となった	と場合においてに	は
公募要	質記書き1.の信託契約に	こ基づく受詞	<b>乇業務の準備</b> に関	目して、それぞれ	h
(注2)	を通	じて日本銀	行から知り得た愉	青報について、ス	本
日以降、	入札手続終了後において	も、当行の	関係役職員以外に	こ漏洩し、あるい	۲)
は盗用し	しないこと、および、他の	用途に用い	ないことを誓約い	たします。	
年	月日				
	金融機関名 (注1)				
	代表者役職名・氏名 _			「	)

- (注1) 入札手続の代表者以外の金融機関名を記載してください。
- (注2) 入札手続の代表者である金融機関名を記載してください。
- (注3)金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間 の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(再信託を行う場合<応募を検討する者>)

# 機密保持に関する誓約書

(注1) は、「指数連動型上場投資信託受益権等買	1
入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入札についての公募	[
(2024年12月27日付公表。以下「公募要領」といいます。) に基づく手続に関	<b>=</b>
して、および、落札者となった場合においては、公募要領記書き1.の信託契	į
約に基づく受託業務の準備に関して、それぞれ日本銀行から知り得た情報につ	)
いて、本日以降、入札手続終了後においても、当行および当行の再信託の受託	1
者となる信託銀行の関係役職員以外に漏洩し、あるいは盗用しないこと、およ	-
び、他の用途に用いないことを誓約いたします。	
年 月 日	
金融機関名 代表者役職名・氏名 印 <sup>(注2)</sup>	

- (注1) 金融機関名を記載してください。
- (注2)金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間 の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(再信託を行う場合<再信託の受託者>)

# 機密保持に関する誓約書

(注1)	_ は、「指数	連動型上場投資位	言託受益権等	買入等基
本要領に定める信託の受討	E者選定にか	いかる一般競争入	、札についての	の公募」
(2024年12月27日付公表。	以下「公募§	要領」といいます	。) に基づく	手続に関
して、および、(注2)		が落札者となっ	った場合におり	いては、
公募要領記書き1.の信託	契約に基づ	く受託業務の準備	帯に関して、	それぞれ
(注2)	を通じて	日本銀行から知	り得た情報に <sup>、</sup>	ついて、
本日以降、入札手続終了後は	こおいても、	当行の関係役職	員以外に漏洩	し、ある
いは盗用しないこと、および	<b>び、他の用途</b>	に用いないことを	と誓約いたしま	<b>ドす。</b>
年 月 日				
金融機関名 <sup>(注1)</sup> 代表者役職名・氏名	Z			印 <sup>(注3)</sup>

- (注1) 再信託の受託者となる金融機関名を記載してください。
- (注2) 再信託の委託者となる金融機関名を記載してください。
- (注3) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(事務委託を行う場合<応募を検討する者>)

# 機密保持に関する誓約書

(注1)	」は、「指数連動型上場投資信託受益権等買
入等基本要領に定める信託の受託者	皆選定にかかる一般競争入札についての公募」
(2024年12月27日付公表。以下「	公募要領」といいます。)に基づく手続に関
して、および、落札者となった場合	合においては、公募要領記書き1.の信託契
約に基づく受託業務の準備に関して	て、それぞれ日本銀行から知り得た情報につ
いて、本日以降、入札手続終了後に	こおいても、当行および当行の事務委託の相
手方となる株式会社の関係役職員以	以外に漏洩し、あるいは盗用しないこと、お
よび、他の用途に用いないことを誓	<b>唇約いたします。</b>
年 月 日	
金融機関名	
代表者役職名·氏名	

- (注1) 金融機関名を記載してください。
- (注2) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(事務委託を行う場合<事務委託の相手方>)

# 機密保持に関する誓約書

(注1)		は、「指数連!	動型上場投資	資信託受益権等	<b></b> 等買入等基
本要領に定め	)る信託の受託者	<b>分選定にかか</b>	る一般競争	入札について	の公募」
(2024年12月	27日付公表。以 <sup>-</sup>	下「公募要領	〕といいま	す。)に基づく	く手続に関
して、および	、(注2)		が落札者とな	よった場合にお	おいては、
公募要領記書	き1.の信託契	約に基づく気	<b>を託業務の</b> 準	■備に関して、	それぞれ
(注2)		を通じて日	本銀行から知	口り得た情報は	こついて、
本日以降、入	札手続終了後にお	おいても、当	社の関係役取	<b>職員以外に漏</b> 液	捜し、ある
いは盗用しな	いこと、および、	他の用途に	用いないこと	:を誓約いたし	ます。
年 月	日				
株式	会社名 <sup>(注1)</sup>				
代表	者役職名・氏名				- 印 (注3)

- (注1) 金融機関からの事務委託の相手方となる株式会社名を記載してください。
- (注2) 事務委託の委託者となる金融機関名を記載してください。

(注3) 日本銀行との間の当座預金取引先である場合には、株式会社名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。日本銀行との間の当座預金取引先ではない場合には、株式会社名、代表者役職名・氏名および印鑑は、登記事項証明書および印鑑登録証明書によることとし、最新かつ有効なこれらの証明書を添付してください。

(共同受託・再信託・事務委託を行わない場合)

年 月 日

日本銀行金融市場局長 殿

### 応募書(第一次資格審査申請書)

(注1) は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」に定める信託の受託者となることを希望し、以下の諸点を表明および確約のうえ、第一次資格審査を申請します。

- 1. 当方は、本件信託の受託者に選定された場合には、「指数連動型上場投資 信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入 札についての公募」(2024年12月27日付公表。以下「公募要領」といいます。) 記書き3. に掲げる事項を遵守します。
- 2. 当方は、公募要領記書き2. に掲げる要件をすべて満たしています。当該要件を満たしていることに関して、下記のとおり所要の事項を報告します。
- 3. 当方の申請または報告にかかる事項の記載内容に虚偽は一切ないほか、日本銀行から要請がある場合には、計数等の裏付けとなる資料その他日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

記

- 1. 自己資本比率等(2024年9月末時点)
- (1) 国際統一基準が適用される先

#### 実績値

銀行	f・連結 <sup>(注2) (注3)</sup>	
	総自己資本比率	%
	Tier1比率	%
	普通株式等 Tier 1 比率	%
	レバレッジ比率	%
	流動性カバレッジ比率	%
	安定調達比率	%
	内部 TLAC 額	百万円
	(20) (20)	•

銀行·単体 (注2) (注3)

総自己資本比率	%
Tier 1 比率	%
普通株式等 Tier 1 比率	%
レバレッジ比率	%
流動性カバレッジ比率	%
安定調達比率	%
庁持株会社・連結 <sup>(注4) (注5)</sup>	
総自己資本比率	%
Tier1比率	%
普通株式等 Tier 1 比率	%
レバレッジ比率	%
流動性カバレッジ比率	%
安定調達比率	%
外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	%
外部 TLAC 比率(総エクスポージャーベース)	%
	Tier 1 比率普通株式等 Tier 1 比率レバレッジ比率流動性カバレッジ比率安定調達比率持株会社・連結 (注4)(注5)総自己資本比率Tier 1 比率普通株式等 Tier 1 比率レバレッジ比率流動性カバレッジ比率安定調達比率外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)

## 法令により適用される水準

	()th 6)	
銀行・連結	(任6)	
資本バ	ッファー比率	%
資本	保全バッファー	%
カウン	/ター・シクリカル・バッファー <sup>(注7)</sup>	%
G-S]	[Bs バッファー	%
D-S]	[Bs バッファー	%
レバレ	ッジ比率	%
レバレ	ッジ・バッファー比率	%
流動性	カバレッジ比率	%
安定調	達比率	%
内部 T	LAC 額	百万円
銀行・単体	(注6)	
資本バ	ッファー比率	%
資本	保全バッファー	%
カウン	/ター・シクリカル・バッファー <sup>(注7)</sup>	%
G-S]	[Bs バッファー	%
D-S1	[Bs バッファー	%

レバレッ	・ジ比率	%
レバレッ	・ジ・バッファー比率	%
流動性力	バレッジ比率	%
安定調達	比率	%
銀行持株会社	・連結 <sup>(注6)</sup>	
資本バッ	ファー比率	%
資本係	全バッファー	%
カウンタ	ー・シクリカル・バッファー <sup>(注7)</sup>	%
G-SIB:	sバッファー	%
D-SIB:	sバッファー	%
レバレッ	ジ比率	%
レバレッ	・ジ・バッファー比率	%
流動性力	バレッジ比率	%
安定調達	比率	%
外部 TLAC	比率 (リスクアセットベース)	%
外部 TLAC L	七率 (総エクスポージャーベース)	%

# (2) 国内基準が適用される先

	自己資本比率
銀行・連結 <sup>(注2)</sup>	%
銀行・単体 <sup>(注2)</sup>	%
銀行持株会社・連結 (注4)	%

(3)流動性リスク管理が適切でない可能性を生じさせる特段の事情 <sup>(</sup>
--

_ /	1/102/3/114	п	~	• 0• .	4 110 100	 _	 1 4 1/2	 1114	
	有	無							

(4)	特段の事情がある場合の概要	(注9)
4 /		

(5)	その他	(注10)
( ·) /	TO DATE	

(0)	C 42 IE			

2	信託財産とし	て所有する	株式の合計の金	·貊 <sup>(注 11)</sup>	(2024年9	月末時点)
∠ .		へ トルバロ リーシ	1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/	. 17只	(4044 + 3	ノコ ヘレ・ロコ ハニ・ハ

(1	所有額合計	億円
	再信託を受けて所有する分	億円
	共同受託により所有する分	億円
_	)再信託または共同受託契約に基づき、他の 全融機関に資産管理を委託している分	億円
<u></u>	計 (①+②)	億円

2	/	行耳	H- 1	-П /	/ ر
3	. 1	עוו	ツツ メンドル シャスティスティスティスティスティスティスティスティスティスティスティスティスティス	ζ μ.	Π

(1)2023年4月1日以降に監督官庁から行政処分を受け	た事実(	(在8)
------------------------------	------	------

(2)	行政処分の概要等	(注 12)
\ /		

# 4. 連絡先 (注 13)

	第1順位	第2順位
担当部署·役職名		
担当者氏名		
担当者電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mail アドレス		
住 所(〒 -	– )	

金融機関名	
代表者役職名・氏名	印 <sup>(注 14)</sup>

- (注1) 金融機関名を記載してください。
- (注2)銀行法第 14 条の2に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を小数点以下第2位まで (第3位以下は切り捨て)記載してください。監督官庁に連結および単体自己資本比率の双方を 提出している金融機関は、連結および単体自己資本比率の双方を記載してください。また、報告 計数の裏付けとなる資料(ディスクロージャー資料の写し等)を添付してください(以下(注3) から(注5)までに該当する計数についても同様です)。
- (注3)銀行法第 14 条の2に掲げる基準に基づいて算出されたレバレッジ比率、流動性カバレッジ比率、安定調達比率および内部 TLAC 額を監督官庁に提出している金融機関は、当該内部 TLAC 額を整数で(小数点以下を切り捨て)、その他レバレッジ比率等を小数点以下第2位まで(第3位以下は切り捨て)記載してください。監督官庁に連結および単体レバレッジ比率等の双方を提出している金融機関は、連結および単体レバレッジ比率等の双方を記載してください。
- (注4)銀行法第52条の25に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を監督官庁に提出している 金融機関は、当該自己資本比率を小数点以下第2位まで(第3位以下は切り捨て)記載してくだ さい。
- (注5)銀行法第52条の25に掲げる基準に基づいて算出されたレバレッジ比率、流動性カバレッジ比率、 安定調達比率および外部 TLAC 比率を監督官庁に提出している金融機関は、当該レバレッジ比率 等を小数点以下第2位まで(第3位以下は切り捨て)記載してください。
- (注6) 法令により規制が適用される項目について、法令により定められた水準を記入してください。
- (注7) 各国の法令により適用されるカウンター・シクリカル・バッファーの比率に基づき算出した比率 を記入してください。
- (注8) 有・無のいずれかに○印を付けてください。
- (注9) 1. (3) で有に○印を付けた場合には、当該事情の概要を記載してください。
- (注 10) 2024 年9月末以降、本申請書提出日までの間に、他の法人との合併、会社分割による他の法人からの事業の全部もしくは一部の承継、他の法人への事業の一部の承継、他の法人からの事業の全部もしくは一部の譲受けまたは他の法人への事業の一部の譲渡しがあった場合には、その旨を明記してください。

その場合、2024年9月末時点の自己資本比率等とともに、当該合併等を反映した直近の実績値または見込値を報告してください(算出時点を明記のこと)。

また、法令により資本バッファー比率、レバレッジ・バッファー比率、流動性カバレッジ比率、安定調達比率、内部 TLAC 額および外部 TLAC 比率が適用される金融機関において、法令により定められた各水準を満たしていない場合には、その旨および当該各水準を満たすよう着実に改善すると見込まれる理由を明記してください。

- (注 11)「信託財産種別表」において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産と して「株式」欄に記載し、日本銀行に報告しているベースの金額の合計を記載してください。
- (注 12) 3. (1) で有に○印を付けた場合には、当該行政処分の概要を記載してください。併せて当該 行政処分にかかる命令書等の写しを添付してください。また、3. (1) で無に○印をつけた場 合であっても、2023年4月1日以降に、法令違反等を理由に監督官庁から銀行法等に基づく報告 または資料の徴求を受けた事実があるときは、その概要を記載してください。
- (注 13) 第一次資格審査の結果等の連絡先担当者を記載してください。優先順位を付けて 2 名まで記載してください。
- (注 14) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(共同受託を行う場合)

年 月 日

日本銀行金融市場局長 殿

### 応募書(第一次資格審査申請書)

	(注1)	<u>および <sup>(注2)</sup></u>	は、	共同して	で記業務を	ご受託す
る	ことを条件に、	「指数連動型上場投資信託等	受益権	等買入等	基本要領」	に定め
る	信託の受託者と	なることを希望し、以下の	諸点を	表明およ	び確約のう	え、第
<del>-</del>	次資格審査を申	請します。				
	なお、入札手続	における代表者として <u>(注1)</u>			を選定し、	以後の
入	札手続(第二次	資格審査におけるプレゼン <sup>、</sup>	テーシ	/ョンおよ	び提出資料	トの作成
な	らびに入札に付	す入札金額の決定および提	出を含	含みます。	) について	.は、す
ベ	て当該代表者が	代表して行うものとします。				

- 1. 当方は、本件信託の受託者に選定された場合には、「指数連動型上場投資 信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入 札についての公募」(2024年12月27日付公表。以下「公募要領」といいます。) 記書き3. に掲げる事項を遵守します。
- 2. 当方は、公募要領記書き2. に掲げる要件をすべて満たしています。当該要件を満たしていることに関して、下記のとおり所要の事項を報告します。
- 3. 本件受託業務の共同受託については、その時期および内容について、日本 銀行との間で予め協議したうえで、その同意を得て実施することとします。
- 4. 当方の申請または報告にかかる事項の記載内容に虚偽は一切ないほか、日本銀行から要請がある場合には、計数等の裏付けとなる資料その他日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

記

- 1. 自己資本比率等(2024年9月末時点)
- (1) 国際統一基準が適用される先

#### 実績値

	(注1)	(注2)
銀行・連結 <sup>(注3) (注4)</sup>		

	総自己資本比率	%	%
			·
	Tier 1 比率	%	%
	普通株式等 Tier 1 比率	%	%
	レバレッジ比率	%	%
	流動性カバレッジ比率	%	%
	安定調達比率	%	%
	内部 TLAC 額	百万円	百万円
銀行	テ・単体 <sup>(注3) (注4)</sup>		
	総自己資本比率	%	%
	Tier 1 比率	%	%
	普通株式等 Tier 1 比率	%	%
	レバレッジ比率	%	%
	流動性カバレッジ比率	%	%
	安定調達比率	%	%
銀行	- 庁持株会社・連結 <sup>(注5) (注6)</sup>		
	総自己資本比率	%	%
	Tier 1 比率	%	%
	普通株式等 Tier 1 比率	%	%
	レバレッジ比率	%	%
	流動性カバレッジ比率	%	%
	安定調達比率	%	%
	外部 TLAC 比率(リスクアセットベース)	%	%
	外部 TLAC 比率(総エクスポージャーベース)	%	%

## 法令により適用される水準

		(注1)	(注2)
銀行	<b>庁・連結</b> <sup>(注7)</sup>		
	資本バッファー比率	%	%
	資本保全バッファー	%	%
	カウンター・シクリカル・バッファー (注8)	%	%
	G-SIBs バッファー	%	%
	D-SIBs バッファー	%	%
	レバレッジ比率	%	%
	レバレッジ・バッファー比率	%	%

流動性カバレッジ比率	%	%
安定調達比率	%	%
内部 TLAC 額	百万円	百万円
銀行・単体 <sup>(注7)</sup>		
資本バッファー比率	%	%
資本保全バッファー	%	%
カウンター・シクリカル・バッファー <sup>(注8)</sup>	%	%
G-SIBs バッファー	%	%
D-SIBs バッファー	%	%
レバレッジ比率	%	%
レバレッジ・バッファー比率	%	%
流動性カバレッジ比率	%	%
安定調達比率	%	%
銀行持株会社·連結 (注7)		
資本バッファー比率	%	%
資本保全バッファー	%	%
カウンター・シクリカル・バッファー <sup>(注8)</sup>	%	%
G-SIBs バッファー	%	%
D-SIBs バッファー	%	%
レバレッジ比率	%	%
レバレッジ・バッファー比率	%	%
流動性カバレッジ比率	%	%
安定調達比率	%	%
外部 TLAC 比率(リスクアセットベース)	%	%
外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	%	%

# (2) 国内基準が適用される先

自己資本比率	(注1)	(注2)
銀行・連結 <sup>(注3)</sup>	%	%
銀行・単体 <sup>(注3)</sup>	%	%
銀行持株会社・連結 (注5)	%	%

(	(3)	流動性リ	スク	管理が	適切`	でない	可能性	を生	じさ	せる	特段の	の事情	(注9)

(注	主1)		(注2)	
	有	無	有	無

# (4) 特段の事情がある場合の概要 (注10)

(注1)	(注2)

# (5) その他(注11)

(注1)	(注2)

# 2. 信託財産として所有する株式の合計の金額 (注12) (2024年9月末時点)

			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		(a) <sup>(注1)</sup>	(b) <sup>(注2)</sup>
(	〕所有額合計	億円	億円
	再信託を受けて所有する分	億円	億円
	共同受託により所有する分	億円	億円
	②再信託または共同受託契約に基づき、他の &融機関に資産管理を委託している分	億円	億円
	(a)欄の金融機関が、再信託または共同受 託契約に基づき、(b)欄の金融機関に資産 管理を委託している分	億円	_
É	計 (①+②)	億円	億円

## 3. 行政処分

(1) 2023年4月1日以降に監督官庁から行政処分を受けた事実 (注9)

(注1)		(注2)		
有	無	有	無	

# (2) 行政処分の概要等 (注13)

(注1)	(注2)

# 4. 連絡先 (注 14)

	第1順位	第2順位
担当部署·役職名		
担当者氏名		
担当者電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mail アドレス		
住 所 (〒 -	– )	

金融機関名 <sup>(注1)</sup> 代表者役職名・氏名	印 <sup>(注 15)</sup>
金融機関名 (注2)	
代表者役職名・氏名	印 (注 15)

- (注1) 入札手続の代表者(指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口の買入等にかかる運用判断を主として行う者)となる金融機関名を記載してください。
- (注2) 入札手続の代表者以外の金融機関名を記載してください。
- (注3)銀行法第14条の2に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を小数点以下第2位まで (第3位以下は切り捨て)記載してください。監督官庁に連結および単体自己資本比率の双方を 提出している金融機関は、連結および単体自己資本比率の双方を記載してください。また、共同 受託するすべての金融機関にかかる報告計数の裏付けとなる資料(ディスクロージャー資料の写 し等)を添付してください(以下(注4)から(注6)までに該当する計数についても同様で す)。
- (注4)銀行法第 14 条の2に掲げる基準に基づいて算出されたレバレッジ比率、流動性カバレッジ比率、安定調達比率および内部 TLAC 額を監督官庁に提出している金融機関は、当該内部 TLAC 額を整数で(小数点以下を切り捨て)、その他レバレッジ比率等を小数点以下第2位まで(第3位以下は切り捨て)記載してください。監督官庁に連結および単体レバレッジ比率等の双方を提出している金融機関は、連結および単体レバレッジ比率等の双方を記載してください。
- (注5)銀行法第52条の25に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を監督官庁に提出している金融機関は、当該自己資本比率を小数点以下第2位まで(第3位以下は切り捨て)記載してください。
- (注6)銀行法第52条の25に掲げる基準に基づいて算出されたレバレッジ比率、流動性カバレッジ比率、安定調達比率および外部 TLAC 比率を監督官庁に提出している金融機関は、当該レバレッジ比率等を小数点以下第2位まで(第3位以下は切り捨て)記載してください。
- (注7) 法令により規制が適用される項目について、法令により定められた水準を記入してください。
- (注8) 各国の法令により適用されるカウンター・シクリカル・バッファーの比率に基づき算出した比率 を記入してください。
- (注9) 有・無のいずれかに○印を付けてください。
- (注 10) 1. (3) で有に○印を付けた場合には、当該事情の概要を記載してください。
- (注 11) 2024 年9月末以降、本申請書提出日までの間に、他の法人との合併、会社分割による他の法人からの事業の全部もしくは一部の承継、他の法人への事業の一部の承継、他の法人からの事業の全部もしくは一部の譲受けまたは他の法人への事業の一部の譲渡しがあった場合には、その旨を明記してください。

その場合、2024年9月末時点の自己資本比率等とともに、当該合併等を反映した直近の実績値または見込値を報告してください(算出時点を明記のこと)。

また、法令により資本バッファー比率、レバレッジ・バッファー比率、流動性カバレッジ比率、安定調達比率、内部 TLAC 額および外部 TLAC 比率が適用される金融機関において、法令により定められた各水準を満たしていない場合には、その旨および当該各水準を満たすよう着実に改善すると見込まれる理由を明記してください。

- (注 12)「信託財産種別表」において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産と して「株式」欄に記載し、日本銀行に報告しているベースの金額の合計を記載してください。
- (注 13) 3. (1) で有に○印を付けた場合には、当該行政処分の概要を記載してください。併せて当該 行政処分にかかる命令書等の写しを添付してください。また、3. (1) で無に○印をつけた場 合であっても、2023年4月1日以降に、法令違反等を理由に監督官庁から銀行法等に基づく報告 または資料の徴求を受けた事実があるときは、その概要を記載してください。
- (注 14) 入札手続における代表者にかかる第一次資格審査の結果等の連絡先担当者を記載してください。 優先順位を付けて2名まで記載してください。
- (注 15) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(再信託を行う場合)

年 月 日

### 日本銀行金融市場局長 殿

### 応募書(第一次資格審査申請書)

(	注1)	は、_	(注2)		_に受託業	美務の一覧	部を再	信託す	-るこ
とを	と条件に、	「指数連動型	上場投資	資信託受益	推等買入	.等基本	要領」	に定め	うる信
託の	)受託者と	なることを希	望し、	以下の諸点	まを表明よ	よび確然	約のう	え、第	等一次
資格	各審査を申	請します。							
1	よお、再信	託の受託者と	なるこ	とについて	(注2)		<u></u> の	同意を	得て
おり	)ますので	、申し添えま	す。						

- 1. 当方は、本件信託の受託者に選定された場合には、「指数連動型上場投資 信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入 札についての公募」(2024年12月27日付公表。以下「公募要領」といいます。) 記書き3. に掲げる事項を遵守します。
- 2. 当方は、公募要領記書き2. に掲げる要件をすべて満たしています。当該要件を満たしていることに関して、下記のとおり所要の事項を報告します。
- 3. 本件受託業務の再信託については、その時期および内容について、日本銀行との間で予め協議したうえで、その同意を得て実施することとします。
- 4. 当方の申請または報告にかかる事項の記載内容に虚偽は一切ないほか、日本銀行から要請がある場合には、計数等の裏付けとなる資料その他日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

記

- 1. 自己資本比率等(2024年9月末時点)
- (1) 国際統一基準が適用される先

#### 実績値

		(注1)	(注2)
銀行	f・連結 <sup>(注3) (注4)</sup>		
	総自己資本比率	%	%
	Tier 1 比率	%	%

普通株式等 Tier 1 比率	%	%
レバレッジ比率	%	%
流動性カバレッジ比率	%	%
安定調達比率	%	%
内部 TLAC 額	百万円	百万円
銀行・単体 <sup>(注3) (注4)</sup>		
総自己資本比率	%	%
Tier 1 比率	%	%
普通株式等 Tier 1 比率	%	%
レバレッジ比率	%	%
流動性カバレッジ比率	%	%
安定調達比率	%	%
銀行持株会社・連結 (注5) (注6)		
総自己資本比率	%	%
Tier 1 比率	%	%
普通株式等 Tier 1 比率	%	%
レバレッジ比率	%	%
流動性カバレッジ比率	%	%
安定調達比率	%	%
外部 TLAC 比率(リスクアセットベース)	%	%
外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	%	%

## 法令により適用される水準

		(注1)	(注2)
銀行・連結 <sup>(注7)</sup>			
資本バッファ	一比率	%	%
資本保全バ	ッファー	%	%
カウンター・ショ	クリカル・バッファー <sup>(注8)</sup>	%	%
G-SIBs バッ	ファー	%	%
D-SIBs バッ	ファー	%	%
レバレッジ比	率	%	%
レバレッジ・	バッファー比率	%	%
流動性カバレ	ッジ比率	%	%
安定調達比率		%	%

内部 TLAC 額	百万円	百万円
銀行・単体 <sup>(注7)</sup>		
資本バッファー比率	%	%
資本保全バッファー	%	%
カウンター・シクリカル・バッファー <sup>(注8)</sup>	%	%
G-SIBs バッファー	%	%
D-SIBs バッファー	%	%
レバレッジ比率	%	%
レバレッジ・バッファー比率	%	%
流動性カバレッジ比率	%	%
安定調達比率	%	%
銀行持株会社・連結 (注7)		
資本バッファー比率	%	%
資本保全バッファー	%	%
カウンター・シクリカル・バッファー <sup>(注8)</sup>	%	%
G-SIBs バッファー	%	%
D-SIBs バッファー	%	%
レバレッジ比率	%	%
レバレッジ・バッファー比率	%	%
流動性カバレッジ比率	%	%
安定調達比率	%	%
外部 TLAC 比率(リスクアセットベース)	%	%
外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	%	%

# (2) 国内基準が適用される先

自己資本比率	(注1)	(注2)
銀行・連結 (注3)	%	%
銀行・単体 <sup>(注3)</sup>	%	%
銀行持株会社·連結 (注5)	%	%

# (3) 流動性リスク管理が適切でない可能性を生じさせる特段の事情 (注9)

(注1)		(注2)	
有	無	有	無

5) その他 <sup>(注11)</sup>						
(注1)			(注2)			
信託財産として所有す	る株式の合	計の金	額 <sup>(注 12)</sup> (2	2024 年	9月末時点	点)
		(a) (i	主1)		(b) <sup>(注2)</sup>	
①所有額合計			,	億円		億円
再信託を受けて所有する分			,	億円		億円
共同受託により所有する分			,	億円		億円
②再信託または共同受託契約に			,	億円		億円
金融機関に資産管理を委託している分 (a) 欄の金融機関が、再信託または共同受 託契約に基づき、(b) 欄の金融機関に資産				億円		_
管理を委託している分						
合計 (①+②)			,	億円		億円
. 行政処分 1) 2023 年 4 月 1 日以隆 <sub>(注1)</sub>	をに監督官庁 (注2)	から行	一政処分を	受けた	事実 <sup>(注9)</sup>	
有無	有		無			
<u>,                                      </u>	-	•				
2)行政処分の概要等 🤄	È 13)					
(注1)			(注2)			
. 連絡先 <sup>(注 14)</sup>				1		
	第	等1順位	Ĺ		第2順	i位

(注2)

(4) 特段の事情がある場合の概要 (注10)

(注1)

担当部署·役職名

担当者氏名

担当者電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mail アドレス		
住 所(〒 -	)	

金融機関名		
代表者役職名・氏名	<b>印</b> (注 15)	

- (注1) 金融機関名を記載してください。
- (注2) 再信託の受託者となる金融機関名を記載してください。
- (注3)銀行法第14条の2に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を小数点以下第2位まで (第3位以下は切り捨て)記載してください。監督官庁に連結および単体自己資本比率の双方を 提出している金融機関は、連結および単体自己資本比率の双方を記載してください。また、再信 託の委託者および受託者となる金融機関の双方にかかる報告計数の裏付けとなる資料(ディスク ロージャー資料の写し等)を添付してください(以下(注4)から(注6)までに該当する計数 についても同様です)。
- (注4)銀行法第 14 条の2に掲げる基準に基づいて算出されたレバレッジ比率、流動性カバレッジ比率、安定調達比率および内部 TLAC 額を監督官庁に提出している金融機関は、当該内部 TLAC 額を整数で(小数点以下を切り捨て)、その他レバレッジ比率等を小数点以下第2位まで(第3位以下は切り捨て)記載してください。監督官庁に連結および単体レバレッジ比率等の双方を提出している金融機関は、連結および単体レバレッジ比率等の双方を記載してください。
- (注5)銀行法第52条の25に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を監督官庁に提出している金融機関は、当該自己資本比率を小数点以下第2位まで(第3位以下は切り捨て)記載してください。
- (注6)銀行法第52条の25に掲げる基準に基づいて算出されたレバレッジ比率、流動性カバレッジ比率、安定調達比率および外部TLAC比率を監督官庁に提出している金融機関は、当該レバレッジ比率等を小数点以下第2位まで(第3位以下は切り捨て)記載してください。
- (注7) 法令により規制が適用される項目について、法令により定められた水準を記入してください。
- (注8) 各国の法令により適用されるカウンター・シクリカル・バッファーの比率に基づき算出した比率 を記入してください。
- (注9) 有・無のいずれかに○印を付けてください。
- (注 10) 1. (3) で有に○印を付けた場合には、当該事情の概要を記載してください。
- (注 11) 2024 年9月末以降、本申請書提出日までの間に、他の法人との合併、会社分割による他の法人からの事業の全部もしくは一部の承継、他の法人への事業の一部の承継、他の法人からの事業の全部もしくは一部の譲受けまたは他の法人への事業の一部の譲渡しがあった場合には、その旨を明記してください。

その場合、2024年9月末時点の自己資本比率等とともに、当該合併等を反映した直近の実績値または見込値を報告してください(算出時点を明記のこと)。

また、法令により資本バッファー比率、レバレッジ・バッファー比率、流動性カバレッジ比率、安定調達比率、内部 TLAC 額および外部 TLAC 比率が適用される金融機関において、法令により定められた各水準を満たしていない場合には、その旨および当該各水準を満たすよう着実に改善すると見込まれる理由を明記してください。

- (注 12)「信託財産種別表」において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産と して「株式」欄に記載し、日本銀行に報告しているベースの金額の合計を記載してください。
- (注 13) 3. (1) で有に○印を付けた場合には、当該行政処分の概要を記載してください。併せて当該 行政処分にかかる命令書等の写しを添付してください。また、3. (1) で無に○印をつけた場 合であっても、2023 年 4 月 1 日以降に、法令違反等を理由に監督官庁から銀行法等に基づく報告 または資料の徴求を受けた事実があるときは、その概要を記載してください。
- (注 14) 第一次資格審査の結果等の連絡先担当者を記載してください。優先順位を付けて 2 名まで記載してください。
- (注 15) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

年 月 日

日本銀行金融市場局長 殿

### 応募書(第一次資格審査申請書)

(注1)		_は、	(注2)		_に受託	業務の	一部を再信	託以外の方
法により	)委託する	こと	(以下	「事務委託」	といい	ます。)	を条件に、	「指数連動
型上場搭	设管託受	益権等	等買入	等基本要領」	に定め	る信託	の受託者と	なることを
希望し、	以下の諸。	点を表	長明お。	よび確約のう	え、第	一次資格	各審査を申記	青します。
なお、	事務委託	の相手	手方と	なることにつ	いて、_	(注2)		の同意を得
ておりま	ミすので、	申し海	<b>添えまっ</b>	す。				

- 1. 当方は、本件信託の受託者に選定された場合には、「指数連動型上場投資 信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入 札についての公募」(2024年12月27日付公表。以下「公募要領」といいます。) 記書き3. に掲げる事項を遵守します。
- 2. 当方は、公募要領記書き2. に掲げる要件をすべて満たしています。当該要件を満たしていることに関して、下記のとおり所要の事項を報告します。
- 3. 本件受託業務の事務委託については、その時期、内容および方法について、 日本銀行との間で予め協議したうえで、その同意を得て実施することとしま す。
- 4. 申請または報告にかかる事項の記載内容に虚偽は一切ないほか、日本銀行から要請がある場合には、計数等の裏付けとなる資料その他日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

記

- 1. 自己資本比率等(2024年9月末時点)
- (1) 国際統一基準が適用される先

#### 実績値

_ ′			
	銀行	f・連結 <sup>(注3) (注4)</sup>	
		総自己資本比率	%
		Tier1比率	%
		普通株式等 Tier 1 比率	%

	レバレッジ比率	%
	流動性カバレッジ比率	%
	安定調達比率	%
	内部 TLAC 額	百万円
銀行	f・単体 <sup>(注3) (注4)</sup>	
	総自己資本比率	%
	Tier 1 比率	%
	普通株式等 Tier 1 比率	%
	レバレッジ比率	%
	流動性カバレッジ比率	%
	安定調達比率	%
銀行	テ਼持株会社・連結 <sup>(注5) (注6)</sup>	
	総自己資本比率	%
	Tier 1 比率	%
	普通株式等 Tier 1 比率	%
	レバレッジ比率	%
	流動性カバレッジ比率	%
	安定調達比率	%
	外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	%
	外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	%

# 法令により適用される水準

銀行・連結 <sup>(注7)</sup>	
資本バッファー比率	%
資本保全バッファー	%
カウンター・シクリカル・バッファー (注8)	%
G-SIBs バッファー	%
D-SIBs バッファー	%
レバレッジ比率	%
レバレッジ・バッファー比率	%
流動性カバレッジ比率	%
安定調達比率	%
内部 TLAC 額	百万円
銀行・単体 <sup>(注7)</sup>	

	資本バッファー比率	%
	資本保全バッファー	%
	カウンター・シクリカル・バッファー <sup>(注8)</sup>	%
	G-SIBs バッファー	%
	D-SIBs バッファー	%
	レバレッジ比率	%
	レバレッジ・バッファー比率	%
	流動性カバレッジ比率	%
	安定調達比率	%
銀行		
	資本バッファー比率	%
	資本保全バッファー	%
	カウンター・シクリカル・バッファー (注8)	%
	G-SIBs バッファー	%
	D-SIBs バッファー	%
	レバレッジ比率	%
	レバレッジ・バッファー比率	%
	流動性カバレッジ比率	%
	安定調達比率	%
	外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	%
	外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	%

# (2) 国内基準が適用される先

	自己資本比率
銀行・連結 (注3)	%
銀行・単体 <sup>(注3)</sup>	%
銀行持株会社・連結 (注5)	%

# (3) 流動性リスク管理が適切でない可能性を生じさせる特段の事情 <sup>(注9)</sup>

## (4) 特段の事情がある場合の概要 (注10)

١	(4) 内状や事情が のの物質や原文	

(5) その他 <sup>(注</sup>	11)			
	して所有する	6株式の合計	の金額(注12)	(2024年9月末時点)
①所有額合計			億円 	
再信託を受けて所有する分				(**P
共同受託により所有する分 ②再信託または共同受託契約に基づき、他の 金融機関に資産管理を委託している分				億円 億円
合計 (①+②)				億円
<ul><li>. 行政処分</li><li>(1) 2023 年 4 月 1 日以降に監督官庁カ (注1) (注2)</li></ul>			ら行政処分を	と受けた事実 <sup>(注9)</sup> ]
有	無	 有	無	
(2) 行政処分((注1)	- 10400 13		(注2)	
. 公募要領2.	(13) ホ、	に掲げる要件	 	
(イ) に	(	ロ)に	(ハ) に	(二) に該当するこ
該当する	該	当する	該当する	とが見込まれる
(「(ニ) に該当っ	することが見	見込まれる」	と判断した理	(由)

# 5. 連絡先 (注 15)

	第1順位	第2順位
担当部署·役職名		
担当者氏名		
担当者電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mail アドレス		
住 所(〒 -	)	

金融機関名	
代表者役職名・氏名	印 <sup>(注 16)</sup>

- (注1) 金融機関名を記載してください。
- (注2) 事務委託の相手方となる株式会社の名称を記載してください。
- (注3)銀行法第 14 条の2に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を小数点以下第2位まで (第3位以下は切り捨て)記載してください。監督官庁に連結および単体自己資本比率の双方を 提出している金融機関は、連結および単体自己資本比率の双方を記載してください。また、報告 計数の裏付けとなる資料(ディスクロージャー資料の写し等)を添付してください(以下(注4) から(注6)までに該当する計数についても同様です)。
- (注4)銀行法第 14 条の2に掲げる基準に基づいて算出されたレバレッジ比率、流動性カバレッジ比率、安定調達比率および内部 TLAC 額を監督官庁に提出している金融機関は、当該内部 TLAC 額を整数で(小数点以下を切り捨て)、その他レバレッジ比率等を小数点以下第2位まで(第3位以下は切り捨て)記載してください。監督官庁に連結および単体レバレッジ比率等の双方を提出している金融機関は、連結および単体レバレッジ比率等の双方を記載してください。
- (注 5) 銀行法第 52 条の 25 に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を監督官庁に提出している 金融機関は、当該自己資本比率を小数点以下第 2 位まで(第 3 位以下は切り捨て)記載してくだ さい。
- (注6)銀行法第52条の25に掲げる基準に基づいて算出されたレバレッジ比率、流動性カバレッジ比率、安定調達比率および外部TLAC比率を監督官庁に提出している金融機関は、当該レバレッジ比率等を小数点以下第2位まで(第3位以下は切り捨て)記載してください。
- (注7) 法令により規制が適用される項目について、法令により定められた水準を記入してください。
- (注8) 各国の法令により適用されるカウンター・シクリカル・バッファーの比率に基づき算出した比率 を記入してください。
- (注9) 有・無のいずれかに○印を付けてください。
- (注 10) 1. (3) で有に○印を付けた場合には、当該事情の概要を記載してください。
- (注 11) 2024 年9月末以降、本申請書提出日までの間に、他の法人との合併、会社分割による他の法人からの事業の全部もしくは一部の承継、他の法人への事業の一部の承継、他の法人からの事業の全部もしくは一部の譲受けまたは他の法人への事業の一部の譲渡しがあった場合には、その旨を明記してください。

その場合、2024年9月末時点の自己資本比率等とともに、当該合併等を反映した直近の実績値または見込値を報告してください(算出時点を明記のこと)。

また、法令により資本バッファー比率、レバレッジ・バッファー比率、流動性カバレッジ比率、安定調達比率、内部 TLAC 額および外部 TLAC 比率が適用される金融機関において、法令により定められた各水準を満たしていない場合には、その旨および当該各水準を満たすよう着実に改善すると見込まれる理由を明記してください。

- (注 12)「信託財産種別表」において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産と して「株式」欄に記載し、日本銀行に報告しているベースの金額の合計を記載してください。
- (注 13) 3. (1) で有に○印を付けた場合には、当該行政処分の概要を記載してください。併せて当該 行政処分にかかる命令書等の写しを添付してください。また、3. (1) で無に○印をつけた場 合であっても、2023 年 4 月 1 日以降に、法令違反等を理由に監督官庁から銀行法等に基づく報告 または資料の徴求を受けた事実があるときは、その概要を記載してください。
- (注 14)「(イ) に該当する」・「(ロ) に該当する」・「(ハ) に該当する」・「(ニ) に該当することが見込ま

れる」のいずれかに〇印を付けてください。また、「(イ) に該当する」・「(ロ) に該当する」・「(ハ) に該当する」のいずれかに〇印を付した場合には、事務委託の相手方との資本関係等を判断する根拠となる資料(ディスクロージャー資料の写し等)を併せて添付してください。「(ニ) に該当することが見込まれる」に〇印を付けた場合には、その理由を記載してください。

- (注 15) 第一次資格審査の結果等の連絡先担当者を記載してください。優先順位を付けて 2 名まで記載してください。
- (注 16) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。